

静岡県教育委員会

議事録

平成 27 年度 第 22 回定例
2 月 17 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 2 月 17 日に教育委員会第 22 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 2 月 17 日（水） 開会 9 時 30 分
閉会 11 時 30 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 興 直 靖
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
池 田 和 久 理事兼教育総務課長
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長
山 本 知 成 教育政策課長
中 川 好 広 情報化推進室長
平 松 明 子 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
杉 山 和 幸 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
奥 村 篤 史 義務教育課人事監
渋谷 浩 史 高校教育課長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長
北 川 清 美 社会教育課長
増 田 曜 子 文化財保護課長
福 永 秀 樹 スポーツ振興課長
羽 田 明 夫 静岡教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
杉 本 寿 久 総合教育センター所長

4 その他

- (1) 第 41 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1～3 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

12 月 2 日、12 月 17 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているため朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 41 号議案及び報告事項 2、3 は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第 41 号議案、報告事項 2、3 は非公開とする。

<非>第 41 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>報告事項 2 平成 27 年度末校長等退職者状況報告

※ 非公表

<非>報告事項 3 教頭の希望降任

※ 非公表

【会議の公開】

- 教 育 長： これより会議を公開する。

報告事項 1 平成 28 年度事務局組織の改編

- 教 育 長： 報告事項 1 「平成 28 年度事務局組織の改編」について、池田教育総務課長より説明願う。
- 教育総務課長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 溝 口 委 員： 幼児教育センターであるが、私学の幼稚園は対象となるのか。
- 教育総務課長： 対象となる。
- 義務教育課長： 幼稚園の設置管理を県は直接行っていない。また、義務教育と違い設置管理義務も市町教育委員会には無いが、公立私立、幼稚園と保育園と義務教育段階前の機関との連携を図るための専門部署となる。3 ページにあるように部局横断的に私学、保育園、認定型こども園を所管するこども未来課とも連携していくという形態となる。
- 興 委 員： 4 ページの 5 に幼児教育センターについての背景があるが、五人委員会で議論し本年度から総合教育センター内に幼児教育センターを設置しているが、28 年度から義務教育課内に設置するというのはどういった理由があるのか。
- 義務教育課長： 本年度は総合教育センター内に幼児教育センターがあるが、対外的には看板をかけて示しているが定員が伴っていないので、組織定員を確

保するということが課題としてあげられていた。調整段階では総合教育センター内に定員を確保して組織規則上に位置づけてセンター内に設置するという案もあったが、部局横断的な調整の必要性や、地理的に県庁内にあった方が利便性もあるということで議論が進み、幼児教育段階から義務教育へ進むので、所掌としても義務教育が一番近いということで義務教育課の下に室を設けるということである。

興 委 員： 27年度に総合教育センター内に設置した時は新たな人員配置は行わなかった問題があるということ、幼稚園の教育課程を総合教育センターが行うことはふさわしくないという判断なのか。教育委員会事務局に設置する方が効果的という理由であるのか。資料6ページ(2)は総合教育センターは指導、研修について、役割が確立しているが、そうではない部分は内局でやった方が良いということで、幼稚園に重点がおかれているのか。(4)の連携推進というのはセンターの機能としては珍しいと思う。(5)の情報発信、調査及び研究は総合教育センターに残しても問題ないと思う。五人委員会で議論し総合教育センター内で始めてわずか1年であるが、何処に問題があったのか。

義務教育課長： 単純に定員が確保できなかったのが当初期待されていた役割が発揮できていなかった。また、6ページの所掌に関することであるが、枠で示したことが分掌として移る。幼児教育センターと冠する以上、幼児教育にかかる業務を一元化するということが本庁に移すということである。

興 委 員： 総合教育センターとして何処に問題があったかを総合教育センター所長にお聞きする。

教 育 監： 先に説明するが、就学前教育推進協議会という組織があり、関係各課団体が集まって幼保の問題、公立私立の問題や、教育課程の問題を検討しているが、行政組織としての限界を感じている。総合教育センターは教育機関であり調査、研修、研究を丁寧にやっている。幼児教育については人員配置もない中、OBスタッフ等を活用しながら進めた。今後は教育機関として現状のまま継続するよりも、28年度は行政機関として知事部局と連携をとることも必要であり、カリキュラム的なことについても進めていくために本庁に移す。4ページに他県の状況も明示しているが、栃木や群馬のようにセンター内に設置しているところもある。

興 委 員： 教育課程や知事部局との連携推進という観点だと総合教育センターで限界が無いわけではない感じがする。最初から総合教育センターに配置したことは問題が無かったわけでもないという感じがあるので、五人委員会で議論がなかった可能性がある。所掌事務は他と違いかなり突出していると思うので、総合教育センターとして内局でやってもらった方が良かったと所長として思ったのか。

総合教育センター所長： 総論は教育監の説明のとおりである。教育課程も含めて研究も十分進めており機能として出来ていると感じているが、教育機関であるため他部局との直接的な連携が難しくなる。この幼児教育を進めていく上で

一番の課題は他部局との連携である。公立幼稚園に対しての指導はできるが、私立幼稚園に対しては指導ができず、保育所に関しても指導権限を持っていない。共通認識を図るために、研究して参考を示していくことと、会議等で連携を深めることを、さらに進めていくために、機能的にする必要があると実感している。中身的には対応できているが、連携を深める意味で行政機関として本庁にあった方がよい。また、窓口も義務教育課となり国との窓口業務も機動的となる。今、継続しているものをよりよい方向に推進できると判断している。

興 委 員： 幼児教育推進室は7人体制でスタートするが、新規で人員を配置するのか。また、他の人員を充てるのか。

教育総務課長： 新規は2名である。

興 委 員： どの役職となるのか。

教育総務課長： 室長と指導主事である。センターからの人員配置となる。

興 委 員： センターはそのための人員配置が無く、従来的人员から充当していたということか。

総合教育センター所長： 1名指導主事が配置されている。あと非常勤職員が1名充てられている。

興 委 員： 効果的、効率的に課長、室長の連携ができるようにしてほしい。

溝 口 委 員： 幼児教育推進室について、知事部局との連携課題は解消できるようになるのか。

教育総務課長： 知事部局職員については併任となる。よって室に常駐するのは7名である。

溝 口 委 員： 併任と兼務の違いは。

教育次長： 任命権者が違う場合を併任と言い、任命権者が同じで複数の箇所に席を置くことを兼務と言う。

興 委 員： 併任を置かなくても連携は取れると思うが、併任を置いてまで推進するという意気込みの表れということか。

教育総務課長： そうである。

教育次長： 保育士に対する研修は知事権限であるが、幼稚園教員に対する研修は健康福祉部子ども家庭課ではできないので、補助執行というかたちで知事権限業務を一部執行する。そういった意味でも併任をかけている。

教 育 監： 健康福祉部子ども家庭課長や私学振興課長はトータルの協議会のメンバーでもある。また、教育課程や職員の研修について、センターは教育機関として関わっていく。

興 委 員： 補助執行業務は教育次長が受けるのか。

教育次長： 教育委員会で協議して決めることになる。

興 委 員： 従前は教育長であったが、現在は教育次長となるのか。

教 育 監： そうである。

加 藤 委 員： 現在、国が女性の社会参画を重要視している中で、子育ての問題が大きな障害となっており、幼児や小学校低学年をどのように社会全体でフォローしていくかが話題となっている。国においても方向性を示す

にあたり大きな予算措置が講じられるので、その予算を執行する機関として妥当だと思う。もう一つ、親の貧困のために、戸籍はあるが住所が定まらない子どもがおり、幼児教育ひいては義務教育さえも受けることができないこともあるので、そのような事態の解消も新しい組織で議論してほしい。住所登録もできないような子たちを掬えるように児童相談所等との連携を密にしてほしい。

齊藤委員： 浜松市でも100人以上の待機児童がいる中で、浜松市長も施設を作ることを進めており、保育所は今後増えていくと思う。幼児教育推進室について、こども未来課と私学振興課との連携だけでなく市町との連携が重要になってくるのではと思う。小1ギャップの解消ということから始まっている幼児教育段階の問題は、地域格差や親の年収格差など山積していると感じるが、スタートとしてこういった組織体制となることは意義がある。

教育監： 先日、賀茂地区への移動教育委員会で指導主事の話題となった。市町教育委員会の指導主事で就学前の子どもに対する業務を整理してほしいが、実際は市町だけの人材ではフォローが難しいので、県の教育委員会が期待されている部分が多い。また、貧困の子どもたちや、障害をもった子どもたちへの対応についての市町との連携も考えているところである。

溝口委員： トрендとして幼稚園、保育園が義務的教育のような流れにあるので、そういったことも含んだ組織改編とみてよいか。

渡邊委員： カリキュラムも大事であるが、正規職員と非正規職員の待遇格差など現場に立つ先生の人員についての問題もあるので、システムとして動ける研究や実践をしてほしい。

興委員： 資料6ページ(2)の幼稚園の教育課程、学習指導、園児に関する研究及び研修が義務教育課に移管されるが、従来、義務教育課の所掌の中に研究、研修はあったのか。

教育次長： 行政担当課としての義務教育課の中に、研究領域的な分野も含めて幼児教育を移管することについての質問であるが、本来、深掘りする研究業務については総合教育センターという考え方があったが、幼稚園、保育園、認定子ども園という3つのカテゴリーができて、研究分野も定まっていない中で、どういったパッケージで研究をしていくのかを含めて義務教育課の付置室として執行していくという考えである。ある程度制度の枠組みが出来上がった段階で研究分野を総合教育センターへ戻すこともあろうかと思う。

溝口委員： 健康体育課とスポーツ振興課となるが、組み体操の問題はどちらの所管となるのか。

教育次長： 健康体育課である。

溝口委員： 大阪は禁止としたが、静岡県も指針を出してほしい。

興委員： 健康体育課の所掌業務であるが、資料7ページにある9項目が規則に明記されるということか。

教育総務課長： 精査中である。

興 委 員： 組み体操は静岡県として機敏に対応する必要がある。

教 育 長： 文科省の考えとこれまでの静岡県の対応を整理して考えていく。

スポーツ振興課長： 全国の状況を文科省が調査中である。大阪は禁止で愛知は基準を設けている中で、現在、本県でも議論を進めているが、安全管理を徹底するということが大前提となる。

溝 口 委 員： 静岡県の状況が分からないので、今後の委員会で指針を作ってほしい。

スポーツ振興課長： 状況を確認し対応する。

溝 口 委 員： 柔道の太外刈りで死亡事故があった時、学校教育課と連携し、太外刈り禁止をいち早く決めた。現在、全柔連では初心者2ヶ月間は太外刈り禁止となっており、静岡県は体育の安全管理について先進県となっている。組み体操に関しても明確な指針を出してほしい。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成27年度第22回教育委員会定例会を閉会とする。